/// 電波は大切な ライフライン。

電波はテレビやラジオ、携帯電話など の身近なもののほか、警察や消防、 防災、航空無線などの安心・安全を 守るためにも使われています。

命にも関わる大切な電波。多くの人が 公平かつ能率的に使えるよう【電波法】 が定められています。





| 不法な電波が安心・安全を脅かす! |



消防車や救急車の緊急無線が妨害 されると、人命や財産に関わる深 刻な問題に!



スマートフォン・携帯電話

基地局が妨害電波を受けると電話 やメールができなくなり、社会・経 済活動に混乱が!



不法無線局が航空機の運航に支障

テレビ・ラジオ

航空無線

緊急時の被害状況や避難勧告など の情報が途絶え、生活に重大な被 害をもたらすことも!

私たちの暮らしの安心・安全のために 電波の正しい利用をお願いします。

電波に関する困りごと、ご相談は 下記までお問い合わせください。

電波利用料

電波利用料

雷波利用料

雷波利用料

電波利用料

雷波利用料

電波利用料

電波利用料

雷波利用料

電波利用料

雷波利用料

その他行政相談

その他行政相談

その他行政相談

その他行政相談

その他行政相談

その他行政相談

その他行政相談

その他行政相談

(全国)短波混信·妨害

不法無線局、混信·妨害

その他行政相談

不法無線局、混信・妨害 (011)737-0099

受信障害(テレビ・ラジオ) (011) 737-0033

不法無線局、混信·妨害 (022) 221-0641

受信障害(テレビ・ラジオ) (022)221-0698

不法無線局、混信・妨害 (03)6238-1939

受信障害(テレビ・ラジオ) (03)6238-1945

受信障害(テレビ・ラジオ) (026) 234-9991

不法無線局、混信·妨害 (076) 233-4441

受信障害(テレビ・ラジオ) (076) 233-4491

不法無線局、混信·妨害 (052)971-9107

受信障害(テレビ・ラジオ) (052) 971-9648

不法無線局、混信·妨害 (06)6942-8535

受信障害(テレビ・ラジオ) (06)6942-8567

不法無線局、混信·妨害 (082) 222-3332

受信障害(テレビ・ラジオ) (082) 222-3383

不法無線局、混信·妨害 (089) 936-5051

受信障害(テレビ・ラジオ) (089)936-5030

不法無線局、混信・妨害 (096)312-8253

受信障害(テレビ・ラジオ) (096)326-7873

不法無線局、混信·妨害 (098)865-2308

受信障害(テレビ・ラジオ) (098)865-2307

(011) 709-6000

(011) 709-3550

(022) 221-0616

(022) 221-0610

(046) 888-2182

(03) 6238-1932

(03) 6238-1940

(026) 234-9976

(026) 234-9998

(026) 234-9961

(076) 233-4414

(076) 233-4405

(052) 971-9142

(052) 971-9104

(06) 6942-8544

(06) 6942-8502

(082) 222-3308

(082) 222-3314

(089) 936-5006

(089) 936-5020

(096) 326-7843

(096) 326-7819

(098) 865-2303

(098) 865-2390

北 海 道 総 合 通 信 局

https://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/ 管轄区域/北海道

東北総合通信局

https://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/ 管轄区域/青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島

関東総合通信局

https://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/ 管轄区域/茨城、栃木、群馬、埼玉、 千葉、東京、神奈川、山梨

信越総合通信局

https://www.soumu.go.jp/soutsu/shinetsu/ 管轄区域/新潟、長野

北陸総合通信局

https://www.soumu.go.ip/soutsu/hokuriku/ 管轄区域/富山、石川、福井

東海総合通信局

https://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/ 管轄区域/岐阜、静岡、愛知、三重

近畿総合通信局

https://www.soumu.go.ip/soutsu/kinki/ 管轄区域/滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山 その他行政相談

中国総合通信局

https://www.soumu.go.jp/soutsu/chugoku/ 管轄区域/鳥取、島根、岡山、広島、山口

四国総合通信局

https://www.soumu.go.ip/soutsu/shikoku/ 管轄区域/徳島、香川、愛媛、高知

九州総合通信局

https://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/ 管轄区域/福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島 その他行政相談

沖縄総合通信事務所

https://www.soumu.go.ip/soutsu/okinawa/ 管轄区域/沖縄

良好な電波環境を守るため、無線局の免許人

の皆様には一定の金額を「電波利用料 |として

ご負担いただいております。

詳しくは、総務省 電波利用ホームページへ

電波利用

不法電波が あらしを育かす!



都丸 純也華

★電波の3つのルール チ

ルール1 無線機器を使用の際は「技適マーク」 の確認を、

電波の利用には、原則、免許が必要です。

ルール3 外国規格の無線機器にはご注意を。

電波は消防、救急、放送、携帯電話など社会のライフラインに使われています。 私たちの暮らしの安心・安全のために電波の正しい利用をお願いします。

詳しくは、総務省 電波利用ホームページへ

電波利用



総務省 総合诵信基盤局 https://www.tele.soumu.go.jp/



2022.05





電波の不正利用は 已罪です。

私たちの暮らしを脅かす電波の不正利用には 罰則があります。

もし、電波法に違反すると…

- 不法無線局を開設、または運用した場合
- 1年以下の懲役 または 100 万円以下の罰金
- 不法電波で重要な無線通信を妨害した場合
- 5年以下の懲役 または 250 万円以下の罰金



あなたにしっかり守ってほしい、 電波の 3 つのルール

無線機器を使用の際は「技適マーク」(デの確認を。

国内で使用できる無線機器のほとんどに付いているのが、 「技適マーク(技術基準適合証明等のマーク)」。マークの ないものは「免許を受けられない/違法になる」おそれ があります。機器を購入・使用する際には、十分ご注意 ください。

※詳しくは、最寄りの総合通信局等へお問い合わせください。



無線機器の見やすい箇所や、取扱説明書および 包装または容器、ディスプレイ等に表示されてい

(表示例)



ドローン

送信機とドローン本体の裏側、側面また は内蔵バッテリーを取り外した部分など



裏面または内蔵バッテリーを取り外した



ワイヤレスイヤホン 本体やタグなど



スマートフォン スマートフォン等では、液晶画面に表示 される場合も

N-12/

雷波の利用には、原則、免許が必要です。

無線機器の使用には、原則、無線局の免許や無線従 事者の資格が必要。免許状は無線設備の設置(常置) 場所に備え付け、従事中は無線従事者免許証を携帯 してください。また、無線局の再免許(更新)手続き も忘れずに行ってください。

n-n32

外国規格の無線機器にはご注意を

近年、通信販売やインターネット等で、外国規格の無 線機器が販売されていますが、これらの多くは日本の 電波法令に合致していないため国内では使用できな い場合があります。使用するとほかの無線局等に妨 害を与えるおそれがあるため、仕様や技適マークを確 認して購入してください。

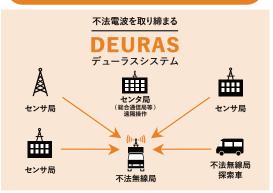
※訪日観光客等が持ち込む Wi-Fi 端末等は入国の日から90日以内に 限って一定条件を満たせば利用可能です。

https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/inbound/

ご注意ください



- 無線機器を改造して出力を大きくしたり、指定され た周波数以外で運用することは禁止されています。
- アマチュア無線を使用する場合は、ルールを守っ て正しく運用しましょう。



不法な電波などを取り締まるため総務省が電波監視システム 「DEURAS (デューラス)」を整備・活用しています。全国に設置され たセンサ局や不法無線局探索車で、不法電波の発射源を探し出します。